

平成27年3月25日

## 埼玉県県南中央交通圏、県南東部交通圏、県南西部交通圏 及び県北交通圏に係る第2回タクシー準特定地域協議会の 合同開催について

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号。以下「改正特措法」）に基づき、埼玉県県南中央交通圏、県南東部交通圏、県南西部交通圏及び県北交通圏に係る第2回タクシー準特定地域協議会を下記のとおり合同開催することになりましたので、お知らせします。

なお、新たに協議会の構成員として加入したい方については、開催日の30日前（4月9日・木曜日）までに下記の問い合わせ先へお申し出ください。

### 記

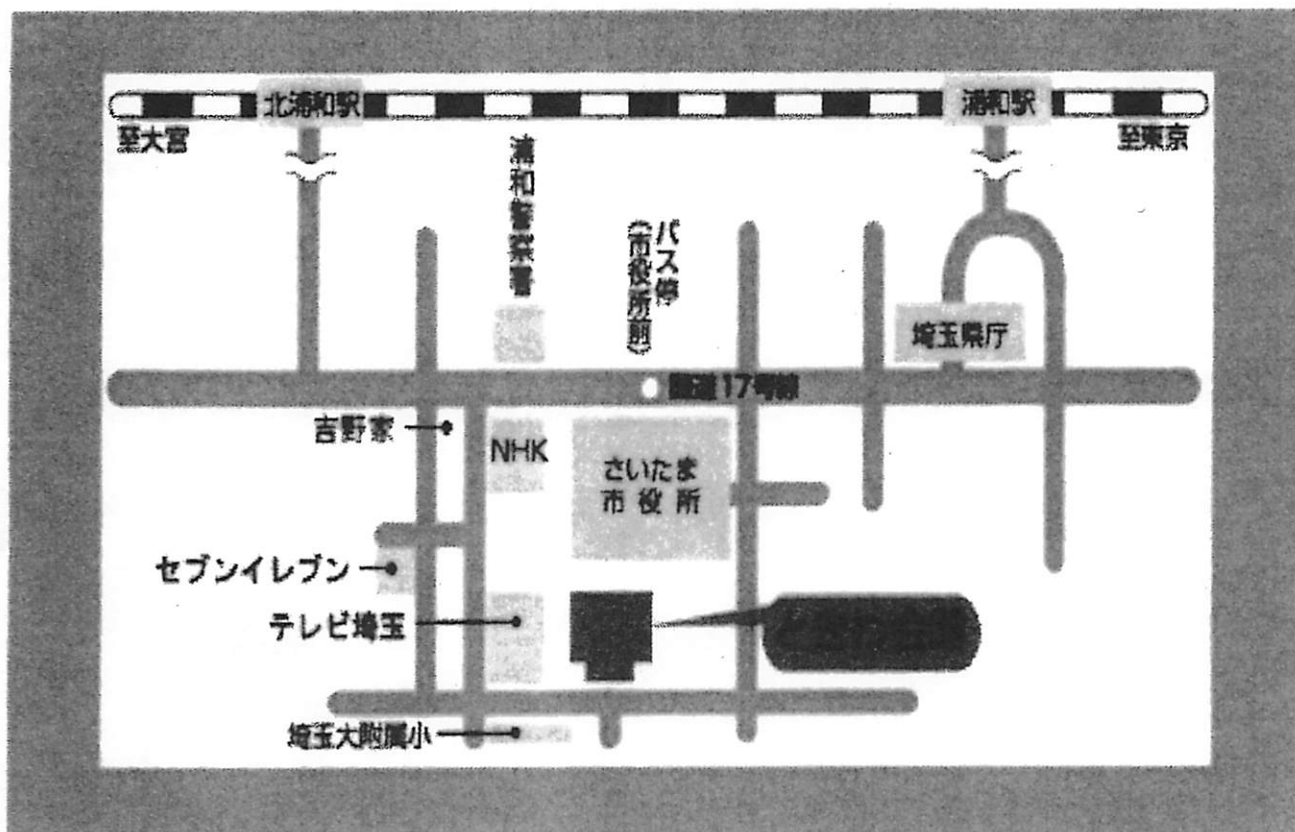
1. 日 時：平成27年5月8日（金） 14：00～
2. 場 所：一般財団法人埼玉県勤労者福祉センター「ときわ会館」  
埼玉県さいたま市浦和区常盤6-4-21（市役所西隣）
3. 予定している議題 （1）準特定地域協議会の設置要綱の改正について  
（2）改正特措法施行後1年間の取り組みについて  
（3）準特定地域計画の改正について 等

### 【問い合わせ先】

埼玉県県南中央交通圏タクシー準特定地域協議会事務局  
埼玉県県南東部交通圏タクシー準特定地域協議会事務局  
埼玉県県南西部交通圏タクシー準特定地域協議会事務局  
埼玉県県北交通圏タクシー準特定地域協議会事務局  
一般社団法人埼玉県乗用自動車協会

高原・上城 電話048-863-6431

## ときわ会館案内図



※京浜東北線浦和駅西口・北浦和駅西口から徒歩約18～20分

一般財団法人 埼玉県勤労者福祉センター

**ときわ会館** (市役所西隣)

埼玉県さいたま市浦和区常盤6-4-21

電話 048-822-4411 FAX 048-822-4418

E-Mail [info@tokiwakaikan.or.jp](mailto:info@tokiwakaikan.or.jp)